

盛岡市水道料金等徴収業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年11月22日

盛岡市上下水道事業管理者 長澤 秀則

1 業務委託の名称

盛岡市水道料金等徴収業務委託

2 業務委託の目的及び内容

盛岡市上下水道事業における窓口業務、検針業務、料金等徴収業務及びその他付帯業務

3 参加資格要件及び応募等

詳細は、プロポーザル実施要領に記載

盛岡市水道料金等徴収業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、盛岡市水道料金等徴収業務委託（以下「業務委託」という。）について、お客様サービスの向上と徴収業務の効率化を図るため、企画力及び技術力等について総合的に判断し、公平性の確保のもと、優れた受託候補者を適正に選定するため、調達方式及びその実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

2.1 業務名称

盛岡市水道料金等徴収業務委託

2.2 業務の区域

盛岡市内全域及び上下水道局の定めた区域

2.3 業務の範囲

- (1) 窓口業務
- (2) データ入力及び文書管理業務
- (3) 開栓・閉栓業務
- (4) 検針業務
- (5) 調査業務
- (6) 調定業務
- (7) 収納業務
- (8) 滞納整理業務
- (9) 電子計算機処理業務
- (10) 帳票及び資料作成業務
- (11) 夜間・休日対応業務
- (12) 貯水槽水道管理確認業務
- (13) その他の業務

2.4 契約期間等

(1) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(2) 履行準備期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 業務履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年

(4) その他

履行準備期間内の日程及び内容については上下水道局及び受託事業者協議のうえ定める。

2.5 業務委託に係る委託料の提案見積上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

履行期間の総額 1,867,734,000 円（年額 373,546,800 円）

この金額は、引き継ぎに係る研修等履行準備期間に要する費用並びに電子計算機処理業務に係るデータの移行に要する費用のほか諸経費の総額であり、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものである。

3 調達方式

公募型プロポーザル方式とする。

4 公募に関する事項

4.1 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 参加表明書提出時点で、盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準(平成3年9月30日市長決裁)による指名停止措置を受けていない者
- (3) 参加表明書提出時点で、令和6・令和7年度盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格を有する者
- (4) 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 直近2年間の国税、地方税その他公租公課について滞納がない者
- (6) 個人情報情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他の個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者
- (7) 第4に規定するプロポーザル参加申込書を提出した者であり、記載事項が虚偽でないこと。
- (8) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している者
- (9) 当該業務について、過去に3年以上の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な人数の従事者を配置できる者
- (10) 当該業務について、過去に3年以上の実務経験を有し、かつ常時雇用関係にある業務責任者を配置できる者
- (11) 日本国内で給水人口20万人以上又は東北圏内では給水人口10万人以上の水道事業体が委託した当該事業について、令和6年3月31日以降に完了ないし継続中の元請実績がある者
- (12) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

- ア 共同企業体の全ての構成員が第1号から第8号の条件を満たす者であること。
- イ 共同企業体の構成員のいずれかが第9号から第11号までの条件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体の構成員は、業務委託に関して当該企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- エ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員としてプロポーザルに参加していないこと。

4.2 スケジュール

内容	日程等
公告・実施要領の配布	令和6年11月22日(金)
参加申込書等の提出期限	令和6年12月6日(金) 午後5時まで
参加資格確認結果及び参加要請の通知	令和6年12月9日(月)
質問書の提出期間	令和6年12月10日(火) から 令和6年12月17日(火) 午後5時 まで
質問書への回答	質問書受付期間から 令和6年12月18日(水) まで(随時)
業務提案書及び提案見積書の提出期間	令和6年12月19日(木) から 令和7年1月10日(金) 午後5時 まで
第1回選定審査委員会	令和7年1月17日(金)(予定)
第2回選定審査委員会 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年2月7日(金)(予定)
選定結果の通知	令和7年2月12日(水)

4.3 申込み手続き

- (1) プロポーザルの手続きの開始は、盛岡市上下水道局のホームページ等により公表する。
- (2) 提出期間
令和6年11月22日(金) から12月6日(金) まで
(受付時間：土曜日・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出先
盛岡市上下水道局上下水道部経営企画課
〒020-0013 岩手県盛岡市愛宕町6番8号 電話 019-623-1443(直通)
- (4) 提出方法
持参又は郵送での提出とする。郵送により提出する場合は簡易書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(5) 参加申込みに必要とする提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

参加申込書等の様式は、盛岡市上下水道局ホームページ（<https://www.morioka-water.jp/>）からダウンロードすること。

イ 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、個人情報保護の取組内容等が確認できるもの。

ウ 財務状況関係書類

直近3か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

エ 労働条件関係書類

労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの。

- ・就業規則
- ・労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書

オ 必要資格関係書類

必要資格について確認できるもの。

- ・配置予定の業務責任者が資格要件を満たすことを証明できる書類
- ・配置予定の業務責任者が雇用関係にあることを確認できる書類

カ 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの。（保険証書の写し等）

キ 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないことを証明できる書類（証明年月日が3か月以内のもの）

ク 社会保険料等に滞納がないことを証明できる書類（証明年月日が3か月以内のもの）

ケ 類似業務受託実績表（様式第3号）

コ 類似業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類

サ 委託業務共同企業体協定書（様式第2号。共同企業体に参加する場合に限る。）

4.4 参加要請等

参加事業者の参加資格を確認の上、プロポーザル参加資格確認結果通知書を郵送にて通知し、併せて、参加資格を有することが確認された参加事業者には、プロポーザル参加要請書で参加要請及び業務提案書の提出要請を行うこととする。

5 プロポーザルに関する事項

5.1 業務提案書等の提出

(1) 本プロポーザルへ参加する事業者は、業務提案書等を提出すること。

(2) 提出書類

ア 業務提案書（様式第4号）

- ・印刷物 正本1部、副本7部
- ・電子データを保存したCD-RまたはDVD-R 1枚

イ 提案見積書 1部

ウ 組織等に関する調書（様式第5号） 1部

エ 積算内訳書（様式第6号） 1部

オ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第7号） 1部

カ 団体の役員名簿（様式第8号） 1部

(3) 提出期間

令和6年12月19日（木）から令和7年1月10日（金）まで

（受付時間：土曜日・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(4) 提出先

盛岡市上下水道局上下水道部経営企画課

〒020-0013 岩手県盛岡市愛宕町6番8号 電話 019-623-1443(直通)

(5) 提出方法

提出方法は、当該参加者による持参を原則とする。

5.2 業務提案書等

(1) 業務提案書の作成型態

ア 事業者名は、業務提案書正本の表紙のみに記載すること。

イ 表紙には「業務提案書（様式第4号）」を使用し、提出日付、業務提案書毎の通し番号を記入のうえ、ページの最初に目次を付け、各ページに番号を記入し、提出部数ごとにつづり提出すること。

ウ 業務提案書等の作成に当たっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成すること。

エ 業務提案書の内容に事業者名及び金額は記載しないこと。

(2) 提案見積書

ア 「提案見積書（任意様式）」を使用し、業務提案書とは別に厳重に封かんの上、提出すること。

イ 提案見積金額は、業務の履行期間全体の5年間に要する費用を積算し、総額と各年度の内訳も併せて記入すること。

ウ 提案見積書には、「積算内訳書（様式第6号）」を添付すること。

エ 提案見積金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で記入すること。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書

「プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第7号）」を使用し作成すること。

(4) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って作成すること。

- ア 会社概要及び財務状況
- イ 業務実績
- ウ 業務体制及び業務執行計画
- エ 地域貢献（地元経済・地元雇用・検針世帯見守り活動）に対する考え方
- オ 窓口業務に対する考え方
- カ データ入力及び文書管理業務に対する考え方
- キ 開栓・閉栓業務に対する考え方
- ク 検針業務に対する考え方
- ケ 調査業務に対する考え方
- コ 調定業務に対する考え方
- サ 収納業務に対する考え方
- シ 滞納整理業務に対する考え方
- ス 電子計算機処理業務に対する考え方
- セ 帳票及び資料作成業務に対する考え方
- ソ 夜間・休日対応業務に対する考え方
- タ 貯水槽水道管理確認業務に対する考え方
- チ 研修体制に対する考え方
- ツ 個人情報保護に対する考え方
- テ 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
- ト その他の業務提案

5.3 質問の受付等

- (1) 質問は「プロポーザル参加に関する質問書（様式第9号）」により質問内容を、電子メールで提出すること。
- (2) 提出期間
令和6年12月10日（火）から令和6年12月17日（火）まで
（受付時間：土曜日・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (3) 回答は、他の参加事業者からの質問への回答も併せて、すべての参加事業者に対し電子メールにより随時行うこととする。
- (4) プロポーザルに直接関係ないと思われる質問等や選定作業の公平性が損なわれる内容と判断される質問等には回答を行わない。

5.4 プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合（業務提案書を提出しない場合）は、「プロポーザル参加辞退届（様式第10号）」を提出期限までに提出すること。その際、上下水道局から交付された関係書類はすべて返却すること。

(1) 提出期限

令和7年1月10日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

盛岡市上下水道局経営企画課

5.5 業務提案書等提出に係る留意事項

ア 業務提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。

イ 提出された業務提案書等は返却しない。

ウ 上下水道局が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

エ 提出された業務提案書の著作権は、上下水道局に帰属する。

オ 提出された書類は、必要な場合において複製を作成することがある。

6 選定に係る事項

6.1 選定方法

(1) 外部委員3名及び上下水道局職員3名で構成する業務委託に係る受託候補者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 業務提案書等について、審査委員会の審議を経て受託候補者を選定する。

6.2 評価項目

審査委員会が業務提案書を審査するときの評価項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 会社概要及び財務状況

(2) 業務実績

(3) 業務体制及び業務執行計画

(4) 地域貢献に対する考え方

(5) 窓口業務に対する考え方

(6) データ入力及び文書管理業務に対する考え方

(7) 開栓・閉栓業務に対する考え方

(8) 検針業務に対する考え方

(9) 調査業務に対する考え方

(10) 調定業務に対する考え方

(11) 収納業務に対する考え方

(12) 滞納整理業務に対する考え方

- (13) 電子計算機処理業務に対する考え方
- (14) 帳票及び資料作成業務に対する考え方
- (15) 夜間・休日対応業務に対する考え方
- (16) 貯水槽水道管理確認業務に対する考え方
- (17) 研修体制に対する考え方
- (18) 個人情報保護に対する考え方
- (19) 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
- (20) その他の業務提案
- (21) 導入に係る見積金額の妥当性
- (22) 提案見積金額の評価

6.3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書により通知することとする。

(2) 実施時間

ア プレゼンテーションは各事業者 30 分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後にヒアリングを 30 分程度行う。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは自由形式とし、参加者ごとに行う。

イ 希望する事業者は、電子機器を用いて行うことができる。その際、参加事業者名が判別できるものは除くこと。

ウ プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン以外は参加事業者において用意すること。(スクリーンは盛岡市上下水道局で用意する。)

(4) 業務提案書提出時に添付していない資料等の新たな追加提出は認めない。

(5) 出席人数は、業務提案書の内容を熟知している 3 名までとする。

(6) プレゼンテーションに要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。

7 選定結果の通知

(1) 選定結果は、プロポーザル選定結果通知書により郵送で通知するものとする。

(2) 審査の結果に対する異議申立ては受け付けない。ただし、選定されなかった事業者は、結果通知書到着後 7 日以内に限り当該事業者の合計評価点及び順位に限り書面により回答を求めることができる。書面は、持参、郵送、宅配便、電子メール又はファクシミリで受け付けることとする (任意様式)。

8 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いについて決定する。当該参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。

9 失格要件

次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 会社更生法を申請するなど契約の履行が困難と認められる場合
- (3) 業務委託契約締結前に指名停止となった場合
- (4) 本件に関して、不正あるいは公正さを欠く行為があったと認められる場合

10 契約の交渉等

- (1) 選定結果の通知に基づき、受託候補者と本業務の委託契約締結の交渉を行う。
- (2) 委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち評価総合点が上位であった者から順に委託契約の締結について交渉を行う場合がある。
- (3) 契約を行わない場合、上下水道局による補償は行わない。

11 各関係法令等の遵守

- (1) 参加事業者は、プロポーザルへの参加により、募集要領を遵守することを誓約するものとみなす。
- (2) 参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

12 問い合わせ先及び担当

プロポーザルの手続等に係る事務局及び書類提出先

- (1) 担当（事務局）及び書類提出先

〒020-0013 岩手県盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局上下水道部経営企画課料金係

- (2) 電話 019-623-1443(直通) ファクシミリ 019-623-1422

- (3) 電子メールアドレス keieikikaku@city.morioka.iwate.jp